

ヒメイノモトソウ保護推進指針

1 保護の目標

本種は常緑性のシダ植物である。イノモトソウに似ているが、葉の中軸に翼がなく、側羽片は1～2対（まれに3対）で細長く、幅5mm以下である。本県の生育地が、本種のタイプ産地（学名の基準となる標本が採集された地点）である。暖温帯域の石灰岩上に着生し、本県と三重県のみ分布していたが、三重県の既知の生育地は台風で消失したと考えられる。本県では1ヶ所に分布しているが、自生地、個体数ともにきわめて少ない。もともと稀産であるが、国道の拡幅工事によって自生地のほとんどが失われた。また、本種とは知らずに引き抜かれたり、周辺の植栽木の成長に伴い陽が当たらなくなるなどの環境の変化も危惧される。

このようなことから、本種の生育状況等の把握を行い、その結果等を踏まえて、生育を圧迫する要因の軽減・除去等により、引き続き生育環境の維持を図り、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標として保護施策を推進する。

2 保護の推進に関する方針

(1) 生育状況等の把握・モニタリング

本種の保護施策を適切かつ効果的に実施するため、現在把握している生育地において、生育箇所数、個体数の現状及び増減、生育地及びその周辺の植生の遷移等、本種の生育状況並びに生育環境等に関する調査を継続的に行うとともに、これらに関する情報の蓄積を行う。

また、他県、研究機関若しくは保護活動団体の調査研究成果及び前述の調査結果を踏まえ、本県における、本種の生物学的特性の解明、本種を取り巻く生態系の構造の解明、個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因及びその現状の把握に努める。

(2) 生育地における生育環境の保全

本種の生育環境は石灰岩の岩壁であり、本種の自然状態での安定した存続のためには、非常に脆弱な生育基盤を取り巻く生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。

このため、本種の生物学的及び生態学的特性を十分に考慮して、生育環境の維持・改善のための適切かつ効果的な取組を検討する。

また、本種の生育が明らかな地域及びその周辺地域においては、土地利用や事業活動の実施に際して、本種の生育に必要な環境条件を確保するための配慮が払われるよう努める。

(3) 普及啓発の推進

本種の保護施策を実効あるものとするためには、各種事業活動を行う事業者、関係行政機関、県民、旅行者及び滞在者等に対し、本種の生育状況、生物学的特性、

保護の必要性及び保護に対する取組の実施状況等に関する普及啓発を推進し、本種の保護に関する配慮と協力を幅広く働きかける。

また、一部の生育地においては、その周辺の植生の変化により、貧弱な個体も見られることから、周辺地域の植生の管理が行われるよう管理者への普及啓発に努める。

さらに、民間団体や関係機関等の協力を得て、本種及び本種の保護に理解を深めるための学習会の開催等の取組を行い、生育地及びその周辺地域における自主的な保全活動の展開が図られるよう努める。

ただし、本種の希少性に目を付けた業者やマニアによる販売・鑑賞目的の採取も憂慮されることから、必要に応じて、具体的な生育地情報については保護上非公開とする。

なお、これらの取組については、本種の生態等に関する専門的知識を有する希少野生動植物保護専門員、本種の保護に関わる保護活動団体等の協力を得て進めるものとする。

3 保護の推進に関する重要事項

本種の生育環境は非常に脆弱な石灰岩上であり、採取・損傷されると再生がより困難となる。このことから、採取・損傷や生育地への不用意な立入等、個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある行為を防止するため、生育地における希少野生動植物保護巡視員又は巡視団体による巡視や、制札等の整備等、人為的影響の軽減策について検討、実施する。

また、本種の保護施策の実施に当たっては、生育地を管理する管理主体、関係行政機関、保護活動の主体となる地元有識者、地元保護活動団体などのほか、専門的な立場から必要な啓発・調査・助言等を行う希少野生動植物保護専門員、生育地を巡視しその採取等を防止する希少野生動植物保護巡視員又は巡視団体との連携を図る。

さらに、本種に与える影響を極力軽減した工法及び管理手法の調査・情報収集に努め、本種の生育地及びその周辺地域における土地利用や事業活動での配慮への活用を図る